

第18回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成23年12月7日（水）午後3時～午後5時

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

安部秀法、石津隆生、佐々木夏織、佐藤元宣（再任）、城 雅治、
杉本正樹（新任）、関根澄子、原田慧子、藤井紀子、山城 滋、
好永順二（新任）（五十音順、敬称略）

[説明者]

藤本孝司事務局長、明比清豪家事首席書記官、山崎正秀少年首席書記官、
紀太哲夫次席家庭裁判所調査官、渡邊久治次席家庭裁判所調査官、
石塚丈記主任家庭裁判所調査官

[事務担当者]

今田勝己総務課長、田中康茂総務課課長補佐、池田孝志総務課庶務係長

第4 議事

1 開会宣言（総務課長）

2 委員異動報告

3 新任委員挨拶、自己紹介

4 委員長選任

杉本委員を委員長に選任した。

5 職務代行者の指名

委員長は、関根委員を委員会規則6条3項にかかる職務代行者に指名した。

6 面会交流に係るパンフレットの改訂状況についての報告

[説明者]

- 前回、子どもを巡る紛争解決に向けた家庭裁判所の取組について、御意見をう

かがった。この度の民法の一部改正を踏まえて、現在広島家裁で使用している「「面接交渉」Q&A」及び「面接交渉のしおり」について、改訂のためのプロジェクトチームを構成し、調停委員や職員に対しアンケートを実施して、改訂案を作成した。今後、この改訂案を調停委員の代表者の方々に示して意見を集約し、管内支部にも意見を求めた上、平成24年1月末の完成を目指している。

7 議事

「少年事件の低年齢化」について

説明者は、中学生非行について、統計や手続などを示し、少年事件の実情を説明した。

[委員]

- ・ 少年事件にかかる再犯のデータはあるか。

[説明者]

- ・ 犯罪白書ほかの参考となる資料はあるが、それぞれ数値の取り方がまちまちであり、少年事件としての再犯の統計数値を示すことは困難である。このため、質問に見合う数値を示すことは難しい。

[委員]

- ・ 少年事件の調査及び審判には、裁判所の職員が何人関与するのか伺いたい。

[説明者]

- ・ 調査は裁判官の調査命令に基づき家裁調査官が行い、審判は裁判官が行う。家裁調査官の作成する調査報告書は、審判をするための資料となる。家裁調査官は多くの場合に単独で調査を担当するが、事案が複雑な場合などは、複数の家裁調査官が共同して調査を行うことがある。裁判官は、単独で審判を行うことが多いが、少年が否認するなど事案が複雑な場合には3人の合議により審理することもある。

[委員長]

- ・ 事前に「中学生以下の少年事件については、「家庭」や「保護者」が大きな要素となると考えられるが、「家庭」や「保護者」に対して、どのような働きかけ

がなされているのか。」という質問が出されており、この点について御意見を伺いたい。

[委員]

- ・ 少年非行には、背景に保護者の問題があるのではないか。保護者による指導が難しい場合に、保護者の代わりをする者はいるだろうか。
- ・ 少年事件の低年齢化には、家庭の問題もあるだろう。裁判所は、家庭や学校、地域に対してどのように対応するのか伺いたい。

[説明者]

まず、家裁調査官が少年及び保護者に対して面接調査を行う。大半のケースでは、保護者の考え方や指導方針に大きな問題はなく、家庭での指導により少年の改善が見込まれる。一方、面接調査等から、少年や家庭の在り方に問題が発見された場合には、保護者に対する介入が必要となる。まずは、保護者が自ら問題点に気付くよう促すのが第一であるが、家裁調査官が、少年と保護者、家庭と学校の仲介を図ることもある。また、少年と保護者に「被害を考える教室」に参加させたり、社会奉仕活動を経験させ、体験を共有させることにより、コミュニケーションを活性化させ、親子関係の改善を図る取組もしている。

裁判官は、少年審判において、保護者に対し指導の在り方について説明を求ることにより、保護者がどのように少年を指導すべきか検討を促している。

平成12年改正により導入された少年法第25条の2に定められた保護者に対する措置として、裁判官から保護者に対する指導の内容を、文書化して交付することもある。

[委員]

- ・ 保護者に対する面接調査はどれくらい行われるのか。

[説明者]

- ・ 身柄事件の場合、通常の身柄拘束期間である4週間の間に、裁判所において2時間程度の保護者面接を一、二回行う。家庭訪問により面接調査を行うこともある。

[委員]

- ・ 親に対する働き掛けがうまくいかず、家庭でのサポートが得られない場合には、矯正施設における教育が必要とされるのか。

[説明者]

- ・ 要保護性が高ければ少年院送致となることもあるが、それ程要保護性が高くなきケースでは少年を保護観察処分に付して、在宅で保護者による監護に委ねたまま、少年の指導を行うことがある。また、少年院送致が決定された場合に、矯正教育中から、保護観察所が家庭に向けて、少年の社会復帰のために働き掛けを行う必要があるケースでは、裁判官から環境調整命令を出すことがある。

[委員]

- ・ 少年事件の低年齢化は、小学生にも及んでいるようであり、小学生時代から、物事の是非（やってはいけないこと）をはつきりと教える必要があるのではないか。
- ・ 子供達の学力の低下を感じる。漢字ばかりでなく、カタカナの表記が難しい子供もいる。このことが理解力を阻害しているのではないかと感じる。

[委員長]

- ・ 少年のために何をすべきか、広く御意見をお願いしたい。

[委員]

- ・ 裁判所は、中学校と協議する場を設けているのか。

[説明者]

- ・ 本庁及び支部において、年に1回程度、校長、教諭、教育委員会などの出席を得て連絡協議会を開催している。

[委員]

- ・ 私が暮らす地域では中学校が荒れており、中学校から自治会に対し、地域から見守ってほしいとの依頼があった。中学校による指導を有効なものとするには先生にもっと権限をもたせる、教育委員会からの支援を強化することなどが考えられる。

- ・ 最近の少年は、学校に対して非常に攻撃的で、中学校も生徒を指導するに至っていない。中学校との連携の中で、中学校にも変わってもらい生徒を受け入れてもらう、生徒にも変わってもらい中学に馴染んでもらうのが理想だが、現実には、この関係を修復するのは困難である。教師と少年を直接ぶつけても歩み寄れないのが現状と思われるので、中学校と少年を結ぶ別のポジションとして、比較的若いカウンセラーがいたらよいのではないかと思う。

[説明者]

- ・ たとえば、広島家裁管内では、少年友の会や学生ボランティアによる学習支援活動（家庭教師活動）が効果を上げた例がある。学業に対する興味や高校進学への関心を高める効果があった。

[委員]

- ・ 欧米では、学校に配置されたソーシャルワーカーが家庭や地域での問題を担当して、教諭と役割分担をしている。我が国でも、ソーシャルワーカーを配置しているところがある。
- ・ 学校と自治会等地域との連携を深める必要がある。
- ・ 少年に居場所を提供できないか。体を動かせる場がほしい。
- ・ 小学生の高学年から中学生の前半にかけての非行少年は、保護者が放任しがちの家に集まって遊んでいる。これを防ぐ方策を考えたい。
- ・ ある受刑者から、少年時代にきちんとした指導を受けていれば、その後の人生が違っていたかも知れないと言われた。早い段階で、物事の是非や罰則、社会の仕組みをきちんと学ぶ必要がある。家庭崩壊や父親不在の問題も大きい。
- ・ 裁判所は、再犯防止に向け、役割をきちんと果たすべきである。家裁調査官のスキルや人数、態勢を検証してはどうか。家裁調査官は、多数の事件を担当して、十分な調査・指導を行うことが難しいのではないか。
- ・ 親が少年にたばこを買い与えている例があった。喫煙の問題など、禁じるだけでなく、理由を示して説明する必要がある。
- ・ 学校にPTAのOBによる学校協力者会議がある。連携の可能性があるように

思う。また非行少年の復学には、ぜひ周囲からの温かい理解を得たい。

- ・ 少年及び保護者には褒められる経験が大切である。家裁調査官には、是非、少年の長所を発見して褒めていただきたいと思う。

[委員長]

- ・ 本日は、いろいろな視点からの貴重な意見をいただいたので、今後の家庭裁判所の運営の参考とさせていただきたい。

8 次回の予定等

(1) テーマ

「「民法等の一部改正と新しい親権制限の制度」について」をテーマとする。

(2) 期日等

平成24年6月27日（水）午後3時

以上